

事務連絡  
令和6年3月28日

入札参加資格登録業者様

契約検査課長

### 令和6年度の入札・契約制度の改正点等について

このことについて、令和6年4月1日から下記のとおり改正を行うので通知します。  
なお、改正後の規則等は、ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

### 記

#### 1 建設工事・建設工事関連業務委託の契約に関するもの

##### (1) 焼津市建設工事執行規則

(契約者の呼称の見直し)

ア 公共工事標準請負契約約款に合わせ、請負者を「受注者」と表記することとした（本則及び様式）。

(電子保証の導入)

イ 中央建設業審議会が、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者に対してその実施を勧告していることを受け、本市においても契約保証証書及び前払金保証証書の電子化の取扱いを可能とした（第12条、第42条ほか）。

(材料検査の対応)

ウ 監督員による工事材料検査を受けたときの事務処理を見直し、材料検査簿に監督員の検印を受けるとされているところ、検印又は署名により行うこととした（第24条、第14号様式）。

##### (2) 焼津市建設工事請負契約約款

(契約者の呼称の見直し)

ア (1)アに同じ（本則）

(電子保証の導入)

イ (1)イに同じ（第4条、第34条ほか）

##### (3) 焼津市土木設計業務等委託契約約款

(契約者の呼称の見直し)

ア 建設工事に合わせ、受託者を「受注者」と表記することとした（本則）

(電子保証の導入)

イ (1)イに同じ(第4条、第34条ほか)

2 建設工事・建設工事関連業務委託の事務処理要領等に関するもの

1の改正に併せ、関連する事務処理要領等の改正を行った。

(1) 焼津市建設工事請負契約保証事務取扱要領

落札者の電子保証書の提出方法等に関する規定を追加した。

請負者を「受注者」に字句変更した。

(2) 焼津市建設工事の中間前金払に関する取扱要領

受注者の電子保証書の提出方法等に関する規定を追加した。

請負者を「受注者」に字句変更した。

(3) 焼津市発注建設工事における社会保険等加入対応マニュアル

請負者を「受注者」に字句変更した。

(4) 焼津市建設工事請負契約約款第25条第5項の運用について

請負者を「受注者」に字句変更した。

(5) 焼津市建設業退職金共済証紙の事務取扱要領

請負者を「受注者」に字句変更した。

担当：契約検査課

電話：054-626-1119（契約担当）

054-626-2274（検査担当）